

ゴミの分別にご協力を

市では、ゴミの分別を徹底することにより、排出されるゴミの減量化と再資源化（リサイクル）を目指しています。ゴミの出し方について、特に注意していただきたいポイントをいくつかご案内します。

今回ご案内するゴミ分別の種類以外にも、資源物、粗大ゴミ、有害ゴミなどの分別がありますので、詳しくは「常総広域圏家庭ゴミ分別の手引き」や市ホームページを参照の上、ルールを守ってゴミを出してください。

プラスチック製容器包装

『プラ』マークのあるものが「プラスチック」として出せるものです。



（例）ペットボトルのキャップ、カップ型容器、皿型トレイ、レジ袋など

【ゴミに出す際の注意点】

- 中身を使い切る
- 汚れているものは洗って水気を切る

※汚れが残っているプラスチックは「可燃ごみ」として出してください。
○レジ袋などの袋に入れて2重にすることはせず、中身が見える状態で出す

ペットボトル

『ペットボトル』マークのあるものが



「ペットボトル」として出せるものです。

【ゴミに出す際の注意点】

- 中身を使い切る
- キャップは必ず取りラベルを剥がす

○洗って水気を切ってつぶす
※油、ソース、洗剤、シャンプーが入っていたペットボトルは、汚れをきれいに落とせば「プラスチック」、汚れが残っている場合は「可燃ごみ」の扱いとなります。

可燃ごみ

再資源化ができない紙くずや生ごみなどは「可燃ごみ」の扱いとなります。

（例）生ごみ、紙くず、天然素材の衣類、可燃ごみ袋に入る木製製品など

【ゴミに出す際の注意点】

生ごみは水分が多いため、ご

み袋に入れる前に「ぎゅっ」とひと絞りするだけで、生ごみの重さを軽くできます。

※可燃ごみの中にレジ袋やビニール製品が混じるなど、ごみ分別が不十分な場合、ごみ収集をしないことがありますので、分別のルールを守ってごみを出してください。

不燃ごみ

資源物や可燃ごみにあらず、不燃ごみの袋に入り袋の口がしばれるものは、「不燃ごみ」の扱いになります。

（例）皮革、ゴム製品、CD、陶器、ガラス、プラスチック製の玩具やハンガーなど

【ゴミに出す際の注意点】

- レジ袋などの袋に2重にすることはせず、中身が見える状態で出す

※プラスチックやペットボトルなどは「不燃ごみ」として出せますが、洗ってきちんと分別すれば「資源物（プラスチック製ボトル）」としてリサイクルされます。

58 問 谷和原庁舎生活環境課
2111 (内線3304)

伝えます！障がいのこと

～障がい者支援コラム Vol. 4～

見過ごさないで。障がい者虐待！

今年7月、相模原市の障害者支援施設において、19人が犠牲となり、26人が重軽傷を負うという、とても痛ましい事件が起きてしまいました。被害者の皆様、ご遺族の皆様には深くお悔やみとお見舞いを申し上げます。あらためて社会福祉施設入所者のより一層の安全確保が望まれるところです。

さて、障がい者を守るための法律の1つに「障害者虐待防止法」があります。ちょうど4年前の平成24年10月1日に施行されました。皆さんが実際に障がい者虐待の現場を目にすることは少ないでしょう。しかし、なぐる、蹴るなどの暴力だけが「虐待」ではありません。部屋に閉じ込めたり、悪口を言っただけのしつたり、食事を与えなかったり…。虐待にもさまざまな形があります。

また、虐待をしていても、当の本人にその自覚がなかったり、障がい者自身が申し出なかったりするケースもあります。周囲の人たちが注意深く観察して、次のようなサインを見逃さないようにしましょう。

虐待が疑われるサイン

- おびえた表情をよくしたり、急に不安がったりしていませんか。
- 人目を避けたり、ひとりで過ごす時間が増えたりしていませんか。
- かきむしりなど、自らを傷つけるような行為が増えていませんか。
- 髪や爪が伸びたままだったり、服装がいつも同じだったりしていませんか。

市の社会福祉課が通報の窓口となっていますので、「もしかして障がい者虐待？」と感じることがありましたらご連絡ください。

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎ 58 - 2111 (内線 4102)